

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第1号（平成21年2月5日）

後期高齢者医療給付費準備基金条例

（設置）

第1条 後期高齢者医療制度の財政の健全な運営に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、後期高齢者医療給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる収入のうちその属する会計年度において医療給付その他の後期高齢者医療に要する費用（以下「医療給付費」という。）に充てなかった額に相当する額とし、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）において定める。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第105条の規定による保険料その他の納付金

法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金並びに法第100条の規定による後期高齢者交付金

その他広域連合長が必要と認める収入

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用収益の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる

る。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

医療給付費に充てる場合

第2条第2号に規定する負担金、調整交付金又は後期高齢者交付金の額の確定により、その返還を行う場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。